

市立病院建設検討特別委員会会議記録

- 1 日 時 平成21年6月10日(水) 午前10時45分 開会
- 2 場 所 第1会議室
- 3 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委員 長 | 中 川 英 孝 |
| 副委員 長 | 山 沢 誠 |
| 委 員 | 木 村 みね子 |
| 委 員 | 名 木 浩 一 |
| 委 員 | 矢 部 愛 子 |
| 委 員 | 山 口 栄 作 |
| 委 員 | 田 居 照 康 |
| 委 員 | 末 松 裕 人 |
| 委 員 | 伊 藤 余一郎 |
| 委 員 | 二階堂 剛 |
| 委 員 | 松 井 貞 衛 |
- 4 出席事務局職員
- | | |
|----------|---------|
| 議会事務局長 | 和 知 育 夫 |
| 議事調査課長 | 小 倉 智 |
| 議事調査課長補佐 | 染 谷 稔 |
| 議事調査課長補佐 | 大 谷 昇 |
| 議事調査課長補佐 | 佐 野 浩 司 |
- 5 挨拶
- | | |
|-------|---------|
| 議 長 | 末 松 裕 人 |
| 副 議 長 | 田 居 照 康 |
- 6 傍聴議員 山中啓之議員、本郷谷健次議員、森下彰司議員、磯崎吉弘議員、飯箸公明議員、織原正幸議員、大井知敏議員、中田京議員、高橋義雄議員
- 7 傍聴者 1名
- 8 議 題
- (1) 新病院整備基本計画(案)について
 - (2) その他
 - ・今後の進め方について
- 9 会議の経過及び概要

委員長開議宣告

(議 事)

中川英孝委員長

本日の特別委員会は、22日の健康福祉常任委員会終了後に開催する市立病院建設検討特別委員会での意見集約の場という位置づけで開催するので了承願いたい。

本日配付の資料について確認する。(1) 4月30日の特別委員会開催前に、執行部へ提出した質問項目。(2) 4月30日開催の特別委員会質問事項に対する答弁。(3) 基本計画確認事項。(4) 質問内容からの確認事項の4点である。本日は以上の資料を中心に議事を進める。

最初に新病院整備基本計画(案)について議題とする。4月30日に特別委員会を開催したが、その時の質疑内容等々について、議会の共通認識事項をテーマにして、再度議論したい。質問項目について、質問した委員から議論を進め、内容が不備であるならば、22日の特別委員会の場で、執行部に資料要求する。あるいは、この部分の検討が足りないから深めようなどの提案でも良い。

伊藤余一郎委員

次第書の(2)その他に今後の委員会の進め方というのがあるが、私が想像していたのは、22日の特別委員会で新たに提案されている議案、つまり用地買収の問題ともう一つは陳情である。そういったことをどうするのか、対応を優先して話し合うと思っていた。

中川英孝委員長

今後の委員会の進め方については、紙敷土地区画整理組合の保留地65街区の用地買収、債務負担行為についての議案第9号についての審査をしていただくこと。もう一点は、今言われたように陳情の扱い方について議論いただきたい。

(1)の新病院整備基本計画(案)というの、今までの特別委員会の質疑内容が前提条件になる。それを審査し共通認識として、その上に立って議案第9号及び陳情の審査をすることが大事と考え次第に入れた。

伊藤余一郎委員

新病院整備基本計画については、当初当局から出されたのは(案)であった。4月30日には、了承されたということで(案)が取られていた。今回また(案)になっている。我々特別委員会として了承するのかという論議が必要だろうという提案なのか。

中川英孝委員長

今日のテーマは3点ある。

1点目は今まで特別委員会で、議論された内容がかみ合っているかどうか。

2点目は、議案第9号。65街区用地買収について、債務負担行為の議案が提出されるので、22日の特別委員会の進め方について議論ができればと思っている。

3点目は陳情の扱いであり、5件の陳情が提出されている。昨日の議会運営委員会

の中で、陳情第4号と第9号が特別委員会に付託されることに決まった。冒頭申し上げたとおり22日の特別委員会の審査に当たり、意見集約の場にしたい。審査までに時間があるので執行部に対し、資料提出の申し入れなどの提案をすれば22日は実りあるものになる。

松井貞衛委員

議案について話し合うのは良いと思うが、陳情については、正式な特別委員会の中で、執行部が出席して意見のやり取りをしないと、事前調整をしていることになるので、陳情の取り扱いは、各会派で協議したい。

平林俊彦委員

(1)の関係で、新病院整備基本計画(案)についてとなっている。前回審査し、理事者の答弁もあり、私は納得をして新病院整備基本計画を了解したと認識し、(案)はなくなっているものと思っている。

二階堂剛委員

私も(案)を検討し、了解の下に当局は基本設計のプロポーザルをしたいということであり、具体的中身は議論したほうが良いと思うが、病院の基本計画自体は、我々も了解したつもりである。後は、足りない資料を要求したり要望したりするのは良いと思う。

中川英孝委員長

計画については議決事項ではなく、執行部が議会に意見を聞いて判断することである。我々に(案)を取れというような権限は無いので、誤解の無いように願います。

今日の資料を見ていただき、納得できた方とできない方がいると思うが、議論することが我々に課せられた責務と思うので、陳情にあるような反対運動も含めて議論をしていきたい。

松井貞衛委員

基本設計は、22日にプロポーザルが締め切りで設計業者を決め半年位かかる。執行部が説明している内容も、基本設計の段階でかなりのズレが出てくると思っている。基本設計が出来上がった段階で確認し、ズレが出ていたときに、良い悪いではなく今まで話したことが、クリアできるのかどうかの論議は必要である。実施設計の委託をするかしないかは執行部の判断であり、基本設計が出来た段階で説明があると理解している。特別委員会は、段階にあった進め方をしなければならない。

中川英孝委員長

具体的にどう進めれば良いということになるか。

松井貞衛委員

今まで出ていることは、何度も同じ話が繰り返されている。執行部としても固まっていけないし、数字も出しにくい。

中川英孝委員長

66街区を用地買収し、さらに65街区を用地買収すると、この位かかる。そして600床の病床数で医業収入がこの位で、これだけの債務負担があってどうやってまかなってという話がほしいという話をしているのか。

松井貞衛委員

そのとおりである。

中川英孝委員長

それを、我々は納得したかという話である。この辺の内容を再度議論していきたい。例えば、3次救急はやるのか、高度医療はやるのかという基本的項目について、地域医療支援病院を目指す、高度医療を目指す、救急医療を目指す、小児医療を目指す、周産期医療をやる、災害政策医療をやる、がん拠点病院をやるという話をしているならば、こういうものを作って医療収入はどのくらいあるのか。それに対して、耐えられるだけの建設費用はどの程度のもの考えたらいいかということの議論をするための資料を提出してもらって・・・。

松井貞衛委員

今度の65街区の債務負担行為の問題については、次の委員会で論議するわけだが、市長が、前回65街区を求めるという話をしたときに、地下駐車場を止めれば、それだけの費用が出るという言い方をしていた。ところが、今度の案では地下駐車場も造り、駐車場用地もいる。出来ればこんな施設も造りたいという話が出ている。地下駐車場を止めれば新しい用地が買える、費用負担の軽減が図れるということには説得力はあった。私は公開空地の上でも救急車は当然だが、救急患者の車両も置くことについてはかまわないという認識でいた。しかし、180度話が違った。市長に出席願って、なぜ変わったのか。今までとはこう変わった。前回説明をしたが、今回の形で進めることになり、改めて上程したので審査して欲しいという説明もない以上、審査に入ることすら違うと思う。審査に入る前に、執行部を入れての委員会の折にはなぜそうなったのか、その説明をいただきたい。

杉浦誠一委員

前回4月30日の特別委員会で、執行部からの答弁を受けて、一方的に、その場でいきなり答を聞かされ、その答は私の能力を超えていた。頭の整理が出来ないうちに今回の委員会がある。委員長が言われるように、前回の基本計画の説明に対しては、再度委員会で揉む必要がある。

伊藤余一郎委員

そのためには、改めて会派ごとに質問を作って、事前に提出して22日の審査の前に、この問題について討議したい。

中川英孝委員長

特別委員会の議論を深めるためには、会派に持ち帰らないと深まらないと思う。

平林俊彦委員

前回の委員会で、委員長より「基本計画がある程度まとまった。設計を進めてください。」という発言があったと記憶している。それによって、多分プロポーザルの募集を始めたと思う。プロポーザルで実施するときは、新病院整備基本計画が企業に渡されていると思う。

中川英孝委員長

前回の特別委員会に出された新病院整備基本計画(案)の議論については、これからの中で、基本設計を実施することによってかみ合わない議論も深まっていく。少なくとも基本計画については、そういうことで承諾をした。

山口栄作委員

私も同じ認識である。基本計画を納得したのではなく、一步前に出すために、基本設計をさせるためにという認識をしたと思う。今回隣接地を買いたいという議案が上程された。買うにあたり、議論するには基本計画の中から、問題点を抽出して質疑をしないと6月22日はまとまらない。そのための意見集約が出来れば良いという委員会だと思う。

平林俊彦委員

基本設計が出てきた段階で、我々が議論した基本計画と新たな基本設計の違いが明らかになる。そのときにどうしたら良いかを議論すれば良い。

中川英孝委員長

言葉を返すようだが、基本設計の中で600床にするのか。なぜ600床にするのかという疑問であるとか、高度医療をどうやるのかとか・・・。

平林俊彦委員

それを言ったら基本計画そのものを基にしてプロポーザルしてくださいということ自体がおかしくなる。

松井貞衛委員

600床以下になることだってある。

平林俊彦委員

我々は基本計画を基にしてプロポーザルしてくださいと言っている。この基本計画をもう1回見直すということであれば、見直したものが基本計画として出されてプロポーザルしてくださいという話にならないとおかしくなる。

山口栄作委員

平林委員の意見は最もであるが、見直した基本計画が出てきて始めて隣接する用地を購入しようかという議案が出てくるのが本来の姿だと思う。しかし、今回出てきているわけだが、議会としてはどうしようもない。平林委員の発言のとおり実行すると

65街区を購入する議論は出来ない。

平林俊彦委員

それは後でやろうと言っている。基本計画の取り扱いについて先に議論したい。

中川英孝委員長

特別委員会の立場からすると、附帯決議が原点で、執行部には執行権というのがある。それは尊重しなければならないという思いの中で、65街区を買わしてくれという。今まで言ったことと違うが、妥協して良い病院が出来るなら良いのではないかという議論もあった。そういう議論が積みあがってきているが、平林委員が言われるような話をするのであれば、附帯決議の原点に戻っていただき進めていくしかない話である。

平林俊彦委員

そうではなくて、先ほど松井委員が言われたように地下駐車場を今度150台造るといって65街区を買いたいという話。前に聞いた話とぜんぜん違うというのはそのとおりである。何で65街区が必要になったのかという部分は聞かしてもらわなければ分からない。

松井貞衛委員

私が言っているのは何で地下駐車場を止めれば土地が買えると言っていたのに、地下駐車場も止めないで、また新たに用地を・・・。

平林俊彦委員

私は、前回の委員会の討論でも発言したが、地下駐車場を本体から無くし、候補地に持ってくることにより8億円浮くのだったら土地を買うべきという討論をした。

中川英孝委員長

基本設計の中では、地下2階の駐車場というものを出している。特別委員会で65街区を買収する案件を否決し、委員会が終わった席上で、川井市長が言ったことは、「あなた方そんな高いもの買っていいのか」と言われている。それに対して市長から弁解がないから、松井委員が言われたようなことを前提にして、進めていったらいいのではないかという話になった。

松井貞衛委員

大幅に変わった事に対して、市長から一言もない。準備室の担当者が来て言っているだけである。最初の提案が大きく変化したことについてはきちんとしてもらいたい。

名木浩一委員

平林委員の言っていることは最もだと思う。しかし、プロポーザル方式で基本設計を委託して出てくるものは66街区の基本設計である。その基本設計の中には、現在説明を受けている65街区で造ろうとしている駐車場、健診施設、研修センターも含

まれている。66街区の基本設計を待つまで65街区は審査しないということになってしまうので、今日はそれをどうするか議論するために、前回までの整理をした上で、議論を進めたほうが良いのではないか。

山沢誠副委員長

松井委員が言われたように、前回の3月の市長の話については、その段階から今回までの間に計画が変わったという市長からの話が無い。その辺はきちんとしていただいたほうが良い。

また、66街区に出来る病院の収支を再度出していただくこと。併せて今回65街区で出てきたので、65街区に何が出来て、いくらかかって、収支がどうなるのかも提示していただき、65街区を買うという重要性も説得できる資料の提示が無ければ審査は難しい。

松井貞衛委員

1回65街区を買わない形での収支の報告書が出て、黒字になると言った。政策的なものはやむを得ないというが、全国の自治体の中では、政策的なものも含めて黒字になっている自治体病院もある。

高齢化率が高くなっていき、就労人口が減るわけだから、先行き担税力は落ちてくる。そういう中でこれだけの事業を実施し、バランスが取れるのかが心配である。65街区にいろんなものを造ると、黒字になるのか。

中川英孝委員長

66街区3, 300坪では若干狭いのではということで、我々委員も65街区を購入して良い病院を建てたらいいなという思いもあるが、内容については明白になっていない。65街区は5億円程度だが、そこに建物を建て、何億円かかり、どういう建物になるのか。つまり病院収支計画に入ってくる問題である。

会派の議案説明の時には、会派として収支計画を出してほしい。健診センターなどは少し利益を上げるという話をしていたが、本当に利益が上がるのか。やはり収支計画は基本的に無ければいけないと思う。委員会で議論いただき、要求するものは要求していく。

松井貞衛委員

66街区、65街区の話以外に、看護師寮はどうするのか。医師住宅はどうするのか。日勤、準夜、深夜勤務があり、24時間稼働させる特殊な保育所も持たなくては行けない。職員等の駐車場はどうするのか。病理検査もスペースが足りるのか等々を考えると66街区、65街区の中では納まりきれない。買うというより借りる形になってくる。その費用を出すように言った。そこまで出してもらわないと本当の新市立病院にかかる総経費が分からない。建築費だけの問題ではない。そういった賃貸料なども加味すると一体いくらになるのか。看護学校は残すといっているが、研修時はバス等で往復させるのか。600床というベッド数が減ることもある。別なところで面積を取ればそれはそれで良いと思っている。そういうことと併せて、平米数が決まらないと建設費も決定しない。

そういう付帯関連の賃料等が全て出てこない、毎年度経常経費として出てくる額、起債の償還にしても、協調融資、シンジケート、企業債と3種類になる。企業債を借りた場合は繰上償還できない。そういう審査をしたいが執行部は未知数だから資料は出せないといっている。そういう借入先の論議まで入っていかないと、賛成反対をただけになり議会は何をしていたとなる。

平林俊彦委員

基本計画の、8章に財政計画の収支が出ている。その部分については、委員会で何も質問が出ていない。松井委員は言っていたが、出ていないということはある程度、この基本計画については疑問がなかったという話ではないのか。

二階堂剛委員

どういう病院を造り、その機能については賛成したが、細かい収支までは・・・。

中川英孝委員長

基本構想の段階で、収支計画が出たときに議論は相当しているが、結局まともな回答も無く、すれ違いの議論になった。その基本構想の収支計画を持ってきているのが現実である。原点は病院を造って、病院が将来禍根を残さない形で、公立病院として存続できるように、最低限の判断基準が出来る範囲でやっていこうといっている。

平林俊彦委員

どちらにしても、病院は今のままではいけないということから特別委員会が始まって、新しい病院を造るために、どれが一番良いのかということまで前に進めばいいと思う。

松井貞衛委員

最終案が出て、実施設計を組んでという段階にならないと、正確性のある収支報告を執行部は出せない。出せたとしても現段階で想定できる収支のありようだけである。

基本計画がまとまって、ある程度正確性のある収支の見込みが出されたときに、それは違うということとは言えない。物が変われば金の出入りも変わる。第三者からすれば、不正確な収支報告で議会は賛成したり反対したりするのかという論議にもなる。

中川英孝委員長

一番肝心なことは、東松戸病院を存続させるのか、言い換えれば東松戸病院に今後どれだけの費用がかかるのか。

現病院の跡地をどう活用し、運用していくのか分からないが、この辺どうなるのか。

600床の医業収益は大体決まっている。当然それに伴う支出を考えたときに東松戸病院はどうするのか。見込みの問題でなく、当初盛り込み済みかどうかについての議論が必要だと思う。しっかりとやってもらうことを要求していくことが必要と考える。

二階堂剛委員

東松戸病院については当面残すということになっていた。耐震などの問題はあるが、新病院が急性期であれば、東松戸病院は慢性期として患者を送っていかないと、新病院が成り立たなくなる。

伊藤余一郎委員

東松戸病院については、平成29年度まで残すことははっきりしている。それ以降どうなるかがはっきりしていない。

名木浩一委員

現地建て替えや、東松戸病院などの考え方について、議会はぶれていない。しかし、東松戸病院のように、国の医療制度の中の変化があったときに、それに対応するという意味での変化はある。

例えば、今議論になっている基本計画が、実施設計が出てきた段階で中身の精査も変わる部分がある。先ほどから出ている65街区の取り扱いについても、12月から議会は、「66街区だけでは狭いのではないか」という話もしてきた。65街区が出たときにも65街区以外にも、もしかしたら買っておいだ方がいいところもあるのではという議論もしているが、その都度、その場しのぎといったら失礼だが、二転三転しているのが執行部である。

根底となる基本計画とか、完成したものでなくても良いが、構想的な大枠の中での病院がどうなっていくのか、どこまでの機能を持ってくるのか。そして付帯設備がどうなっていくのか。東松戸病院はどういう方向に考えていくのか。そして総体のランニングコスト、建設コストを含めた経費としてどうしていくのかなどの考え方くらいは方向性を持って示されないと、議会として判断するのは非常に厳しいのではないかと。

伊藤余一郎委員

議案に対しての審議が出来ないだろうということか。

名木浩一委員

これまでの経緯を含めて、どう議論していこうかという、意見のすり合わせまでは必要ないが、委員会の進め方の議論をやられたほうが良いのではないかと。

伊藤余一郎委員

どちらにしても、各会派の中にも温度差はある。それぞれの会派に持ち帰り、今度の22日の審査前には、当局から我々の質問について回答してほしいという要求を、まとめて提出してということで、とりまとめをしていただきたい。

平林俊彦委員

新しく買いたいという65街区についての話は聞いているか。

伊藤余一郎委員

多少聞いている。

平林俊彦委員

その中には研修センターとか健診センターであるとかの話が来ているが、それが新病院整備基本計画(案)に多少入っている。その中で、その部分についてはどうしたらいいかというものについては、話し合ってもいいのではないか。この中に研修センターも書いてあるが、66街区で出すのであれば、65街区では止めて、もっと良い病院本体をしっかり計画するとしたほうが良いのか。

松井貞衛委員

基本設計はそのままである。

伊藤余一郎委員

今度の審査により、それも含めて答えてもらうことで進むしかないのではないか。

杉浦誠一委員

ハードの部分はどんなふうにも、一応造れるからいいが、ソフトの部分はそうはいかない。おととし9億円の赤字で、去年が7億5,000万円の赤字になっているので、どういう診療科目で、医師や看護師はどうしているのかというと、具体的な問題については返事が無い。実際は中身だから突っ込む必要があると思う。

伊藤余一郎委員

中身とはどういうことか。

杉浦誠一委員

医師確保の問題とかで現状が現状であるので、新築移転する訳だから、なおさら心配である。

松井貞衛委員

特別委員会は、執行部に投げかけをして議論している。今回の陳情内容を見ると、議会にではなく、執行部に対する陳情である。

内容については、ある程度承知をしていないと書けないし、同じ内容で別の陳情も出ている。不平不満があるなら、委員会で発言すればいい。仮に会派に属していないから、発言が出来ない議員がいたとすれば、委員長に意見を言って委員会で話し合ってくれというやり方もある。

中川英孝委員長

4月30日に議論したが、新病院のあり方ということで大きな内容での質問を行った。まず、基本的なことの確認では、地域医療支援病院とはどういうことか、そして地域がん診療連携拠点病院というものは、新病院としてどのようになるのか。また、高度医療とは何かなど、議論がかみ合わない部分もあったと思っているが、それを解消することは大事なことである。少なくともそういう努力をすることが議会に課せられた立場だと思う。特にこの新病院については、かなりの負担、費用も含めて松戸市にとり、大変大事なことはないか。

草加市民病院は、場所決めに8年かかった。特別委員会の委員は承知しているが、積み上げてきたものを一つひとつ採り上げていき、踏み込んでいかなければ必ず堂々巡りの議論になる。

公的病院のあり方として、赤字は良い、だめだという議論を繰り返したら病院なんか出来ないということが基本にあって、これまで9年間積み上げてきた結果が今年の12月までの議論であると思う。今後市民が陳情運動、反対運動等々起ころうかと思うが、毅然として議会が対応できるよう、議論をすることが大事だと思う。

松井貞衛委員

現職の議員が、決まった後に、撤廃して場所を変えてなんて騒いでいる。

名木浩一委員

全会一致で可決したのに・・・。

松井貞衛委員

そのとおりである。それを堂々といいふらして行動している。

杉浦誠一委員

確認事項の扱いはどうなるのか。

中川英孝委員長

正副委員長で議論し、資料として提出させていただいているので、それを読んでいただき、会派で意見集約していただきたい。22日まで時間が有るので、資料の要求や提案などを考えていただき、22日の特別委員会に臨みたい。

山沢誠副委員長

伊藤委員から会派で協議してという意見もあったので意見の提出日を決めたい。

中川英孝委員長

配付した資料の内容を熟読いただき、資料要求や質問事項等をまとめていただき執行部に投げかけたいので、今週金曜日(12日)までに事務局に提出いただきたい。先ほど申し上げた収支計画の内容についてもしっかりと質問事項として提案したい。あるいは、市長に対する要望もあったようなので、この辺は正副委員長一任でよろしいか。

松井貞衛委員

正副委員長一任は良いが、私が申し上げたのは、市長自身が提案者であり、内容の変更については、あれだけの発言をしておいて、本人はつらいかもしれないが市長自身で報告いただきたい。

中川英孝委員長

言いたいことはわかるが、誰かが伝えなければ分からない。

松井貞衛委員

委員長が伝えればいい。あれだけの発言をしておいて、このままで良いとは、各委員は思っていないはずだ。

中川英孝委員長

各委員は、松井委員の発言の通り市長に申し入れすべきと思うか。

松井貞衛委員

今までの審査の過程を鑑みても、市長もつらいただろうが、筋道を付けなければ65街区の審査だって黙って入れない。

中川英孝委員長

扱いは正副委員長で預かり、集約が出来たら各委員に配付し、意見をいただくというところでよろしいか。

(了 解)

中川英孝委員長

さよう決定する。次に、今後の委員会の進め方について、議案第9号の審査方法について議題とする。

松井貞衛委員

議案第9号は先ほど発言したが、最初になぜこうなったのかという説明が、市長の言葉でなければ、あれだけきつい発言をし、前回終わっている。何で今回こうなったのかということの説明が無ければ審査には、基本的に入れない。しかし、先ほど委員長に扱いは任せたと認識する。

中川英孝委員長

議案第9号の審査方法については、正副委員長一任ということによろしいか。

(了 解)

中川英孝委員長

さよう決定する。

次に陳情の扱いについて議題とする。報告する。陳情第2号、第4号、第5号、第8号、第9号について、先日の議会運営委員会において、陳情第4号、第9号は付託し、陳情第2号、第5号、第8号は上程しないという形になった。

市立病院の建て替えに関しては、付託された陳情以外の主な願意は、市民に議会としての検討状況を情報提供してもらいたい。市民の声を聞く場を設けてもらいたいというものである。議会として意見集約されたことは、議会だよりや会議記録を見ていただければ理解いただけるものと思う。

また、意思形成過程の事柄については、議員それぞれの考えがあり、議会としての

考え方として情報提供することは無理がある。しかし、議会活動を市民の方々に知らせることは、議会活性化を進めている本市議会としては、大変重要なことである。本委員会を傍聴いただければ、それぞれの委員の考え方はある程度理解いただけると思うが、平日の開催であり、勤める方などは難しいと考えている。従って、その代わりとして会議記録の閲覧が考えられる。

より見やすい環境づくりとして、議会ホームページに病院建設に関するコーナーを設けるなどして、本特別委員会会議記録を掲載してはどうかと思う。

また、議会だよりで、病院の建て替えに関する検討状況を掲載することや、意見を募集することも考えられる。次回の委員会でこの辺も議題としたいと考えるが、会派に持ち帰り協議願う。

松井貞衛委員

仮に、今日の会議記録をホームページ上に掲載するまでの時間はどのくらいかかるのか。

議会事務局長

約1か月程度かかる。

中川英孝委員長

開かれた議会という中で、ホームページに特別委員会を入れたらどうかという提案をした。この提案について、会派に持ち帰り、意見を集約していただき、次の委員会で論議したいと思う。

伊藤余一郎委員

了解した。

松井貞衛委員

賛成だが、1か月も先では。

議会事務局長

概要版を作成するとか、やり方はある。

伊藤余一郎委員

陳情3件については付託しないという決定は、議会運営委員会の決定であり尊重するが、個人的には扱わないということはいかがなものか。書かれている内容は、様々な議論の中の市立病院に対する意見、疑問である。広報には1度しか掲載していないし、中身も抽象的である。市民には知らされていないというのが事実であり、病院はどうなるのかというのは非常に関心の高いことであり、知らせてほしいというのは当然だろうと思う。議会に対する質問もある。確かに付託されない陳情は、通常の陳情内容などと比べて陳情にはそぐわないが、特別委員会の冒頭に、先ほどの委員長の発言をしてあげればどうか。

平林俊彦委員

付託されていない案件を、特別委員会で採り上げることは、委員会のあるべき姿ではない。

伊藤余一郎委員

提出していただいたが、事情はこうだから付託できなくなったと・・・。

平林俊彦委員

それは議会運営委員会でやるべきである。議会運営委員会が陳情者に話すなら理解できるが、特別委員会で付託されないものを、なぜ採り上げなければならないのか。それは出来ないはずである。

伊藤余一郎委員

説明は無理なのか。

名木浩一委員

ただ今後の話として、先ほど委員長が提案したことを我々がやろうということになれば・・・。

平林俊彦委員

特別委員会で審査したことを、ホームページに出そうということについて検討してという話であると思うが、それについては各会派で良しとするならということではないか。

陳情第2号、第5号、第8号について、本特別委員会が発言すること自体できない。

山口栄作委員

是非、委員長に発言していただきたい。私も議会運営委員会の委員であり議論し、結果として陳情第2号、第5号、第8号に関しては付託しないという結論に達した。

本来であれば、付託しないということで、陳情者に伝えて終わりになるが、大きな関心ごとであり、発言することは市民に対して親切なことだと思うので、是非発言していただきたい。

平林俊彦委員

議会としてのルールを確認したほうが良いと思う。

山口栄作委員

付託をしていないものは、一言も触れられないのか、それは委員長権限で出来ると解釈している。

松井貞衛委員

委員長に権限はない。

平林俊彦委員

ルールとして、付託されないものについて議会が口を出すことは出来ないと思う。

伊藤余一郎委員

議会活性化とか基本条例を作ろうということは、長い間論議をしてきた。市民に対して説明できる機会、市民に理解を深めてもらう機会、市民と議会は・・・。

平林俊彦委員

それをやるのは特別委員会ではなく、議会運営委員会なのではないか。特別委員会は付託されたものを審査するものである。

二階堂剛委員

事務局に確認するが、先ほどの委員長の権限についてはどうか。

議事調査課長

陳情について、審査することは馴染まないが、ある程度の言及というか、委員会の中で意思表示をする、コメントをすることは可能と思う。議題にすることではなく、陳情についての、委員会としてのある程度コメントというか意思表示は可能と思う。

中川英孝委員長

議会運営委員会の議論になってしまうが、委員会の中で私が発言したのは、陳情の扱い方については、松戸市議会では、提出要件が整っている陳情は全部受理している。受理して全議員に配付している。その上に、各委員会に付託するかしないかは議会運営委員会で決める。そこで私が考えたのは、今、事務局も発言したが、若干の委員長の意見を入れながら、その辺を発言したい。

松井貞衛委員

今の議事調査課長の発言だが、コメントすることはかまわない。しかし、コメントであって、陳情内容を捉えて、執行部に対しての質疑というのは出来ないと思う。討論とか、自分の考え方の一旦として述べることは、たまたま今回の陳情の内容に上がっていたことで、審査しないというようなものと、同一意見になったということではないかと思う。

議事調査課長

言葉の使い方が誤っていた。審査は出来ないと申し上げたつもりであったが、委員会としての意思表示ということ発言した。

中川英孝委員長

一言コメントさせていただくということでよろしいか。

(異 議 な し)

中川英孝委員長

それでは、さよう決定する。
他になにかあるか。

(な し)

委員長散会宣告
午後12時00分